



総務部



移動相談会とは



「代金を支払日に支払ってもらえなかった」や「協賛金を支払わされた」など、下請いじめや納入業者いじめなどのトラブルで困っていないませんか？

総務部公正取引室では、下請事業者のみならず、大規模小売業者と取引している納入業者、荷主と取引している物流事業者等の中小事業者からの要望に応じ、当該中小事業者が所在する地域に当室職員が出張し、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行うための相談会を開催します。

1 対象

下請事業者を始めとする中小事業者（原則3社以上）の代表者又は従業員（所属する地域、団体等の定例的な会合の場での開催も可能）。

2 開催地等

開催地及び会場は、申込みを行う中小事業者の要望を踏まえて決定します。

3 申込方法

相談会の開催を希望する中小事業者（原則3社以上）は、代表の中小事業者が参加人数分を取りまとめ、「公取委による中小事業者のための移動相談会」申込用紙を御記入の上、ファクシミリ又は電子メールによりお申込みください。

なお、申込用紙は、公正取引委員会のホームページ（<http://www.jftc.go.jp/idousoudan.pdf>）からダウンロードしてください。

4 その他

申込みの際に御提供いただいた個人情報は、相談会業務以外の目的には一切使用しません。

本件に対するお問い合わせ・申込先

◆ 総務部公正取引室

電話：098-866-0049 Fax：098-860-1110

メールアドレス：soudankai@jftc.go.jp

（メールを送られる場合は、念のためお電話いただけると幸いです。）

ホームページ：<http://www.jftc.go.jp/idousoudan.pdf>

Point

下請いじめや納入業者いじめなどのトラブルで困っている中小事業者に対し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するために、皆様の地域・職場にお伺いします。

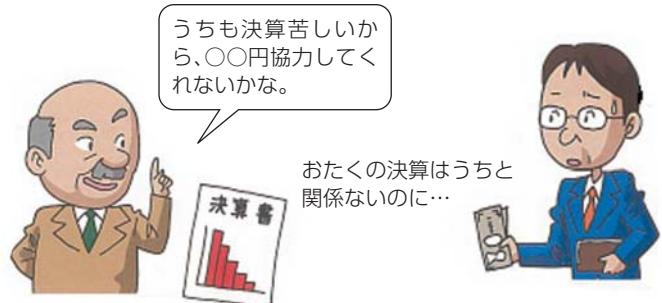
あなたの地域・職場にお伺いします！ 公取委による中小事業者のための移動相談会

このようなトラブルで困ったことはありませんか？

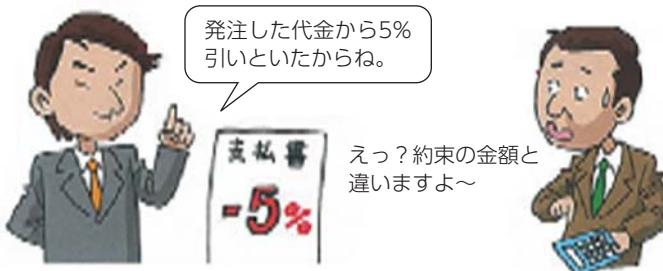
代金を支払日に払ってもらえなかつた！



協賛金を支払わされた！



注文を受けた後に値引きされた！

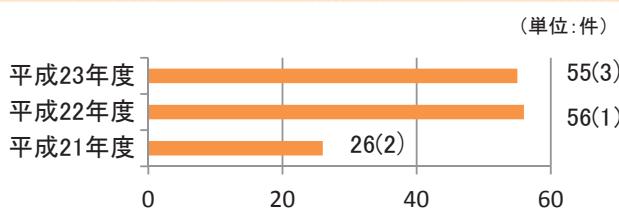


納品したものを返品された！



優越的地位の濫用行為・下請法違反にどのように対処しているの？

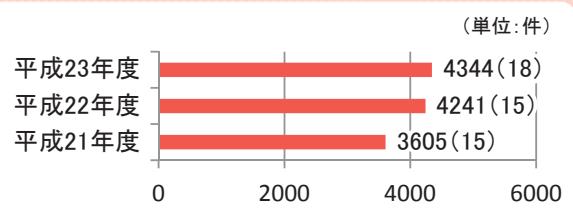
優越的地位の濫用行為に対する措置件数の推移



★公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為を行った事業者に対して、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしています。

★措置件数とは、法的措置、警告又は注意を行った事件の件数をいいます。（ ）はうち法的措置件数

下請法違反事件に対する措置件数の推移



★公正取引委員会は、下請法に違反した事業者に対して、違反行為の改善と違反行為の再発防止を指導します。

★措置件数とは、勧告又は指導を行った事件の件数をいいます。（ ）はうち勧告件数

優越的地位の濫用とは？

取引上優越的地位にある事業者が、取引先に対して正常な商慣習に照らして不適に不利益を与える行為を禁じています。

例えば、発注元の一方的な都合による押し付け販売、返品、従業員の派遣要請、協賛金の負担要請などの不適な行為がこれに該当します。

下請法とは？

下請代金の支払遅延や減額など、下請事業者に対する親事業者の不当な行為を規制しています。製造業からサービス業まで、幅広い事業分野における親事業者の禁止行為を明確に定め、違反があった場合は簡易・迅速に改善を求め、下請事業者の利益を守る法律となっています。